

タクシー運賃改定のお知らせ

いつも名鉄タクシーをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、岐阜地区のタクシー運賃および料金を下記のとおり改定し、平成28年3月25日から実施させていただきますので、謹んでお知らせ致します。

なお、この運賃改定を機会にお客様へのサービス向上に、一層の努力をして参りたいと存じますので、今後とも名鉄タクシーをご愛顧下さいますようお願い申し上げます。

記

1 運賃改定日 平成28年3月25日（金曜日）

2 運賃改定を実施する営業区域

（1）美濃・可児交通圏 関市・美濃市・美濃加茂市・各務原市・可児市・可児郡・加茂郡（坂祝町・富加町）

3 運賃改定の概要（詳しくは、別紙「一般乗用旅客自動車運送事業運賃料金表」をご覧ください。）

（1）車両区分の統合 小型車・中型車区分を廃止し普通車へ統合する

（2）運賃（普通車）

① 初乗運賃 最初の1.2キロメートルまで 600円

② 加算運賃 259mまでごとに 90円

③ 時間距離併用運賃 時速10km以下の運行時間について
1分35秒までごとに 90円

④ 運転免許証返納割引（新設） 1割引

（3）料金（普通車）

① 待料金 1分35秒までごとに 90円

② 迎車回送料金 1両ごとに 110円

（4）その他

深夜割増、障害者割引、高齢者割引、遠距離割引、長時間割引、
プリペイドカード割引に変更はありません。

4 運賃改定の理由

弊社は、地域社会の個別移送を担う公共交通機関として、「安心して気軽に利用できるタクシー」を目指し、顧客サービスの向上と安全輸送のレベルアップに積極的に取り組んでおります。

しかしながら、タクシー業界を取り巻く環境は、乗務員不足に伴う収益の減少に加え、業務用無線のデジタル化、業務のIT化・インターネット環境を必要とする業務のシステム化など、費用面での大幅な負担増により、企業経営を圧迫しております。

このような環境下で、弊社は経営努力を重ねてまいりましたが、平成19年の運賃改定から8年以上経過しており、今後のさらなる顧客サービスの拡充と、運輸安全マネジメントに基づく安全運行を遂行するための原資とするため、この度、運賃および料金を改定いたします。

以上

平成28年3月18日
名鉄西部交通株式会社

一般乗用旅客自動車運送事業運賃料金表

平成28年3月25日改定

運賃	距離制運賃	【初乗運賃】	【加算運賃】
		特定大型車： 1.2kmまで 760円	235mまでごとに 110円
		大 型 車： 1.2kmまで 690円	251mまでごとに 110円
		普 通 車： 1.2kmまで 600円	259mまでごとに 90円
	時間距離併用制運賃	特定大型車： 時速10km以下の運行時間について1分25秒までごとに 110円	
		大 型 車： 時速10km以下の運行時間について1分35秒までごとに 110円	
		普 通 車： 時速10km以下の運行時間について1分35秒までごとに 90円	
	時間制運賃	特定大型車： 30分 4,900円	15分までごとに 2,450円
		大 型 車： 30分 4,500円	15分までごとに 2,250円
		普 通 車： 30分 3,550円	15分までごとに 1,770円

料 金	待料金	特定大型車： 1分25秒までごとに 110円
		大 型 車： 1分35秒までごとに 110円
		普 通 車： 1分35秒までごとに 90円
	迎車回送料金	1両ごとに 110円

運賃等の割増	深夜早朝割増（22時から翌朝5時まで）	2割増
運賃等の割引	障害者割引（身体障害者手帳/療育手帳を提示の場合）	1割引
	高齢者割引（70歳以上の者について）特定大型車を除く	1割引
	遠距離割引（距離制運賃で5,000円を超えた金額について）	1割引
	長時間割引（時間制運賃で4時間を超える金額について）	1割引
	プリペイドカード割引	0.5割引
	運転免許証返納割引（65才以上で運転経歴証明書を提示した場合）	1割引

事業者名：名鉄西部交通株式会社